

# 茨城県看護師等修学資金制度のご案内



## 1 茨城県看護師等修学資金制度

この制度は、茨城県の看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の確保や偏在の解消のために行っているものです

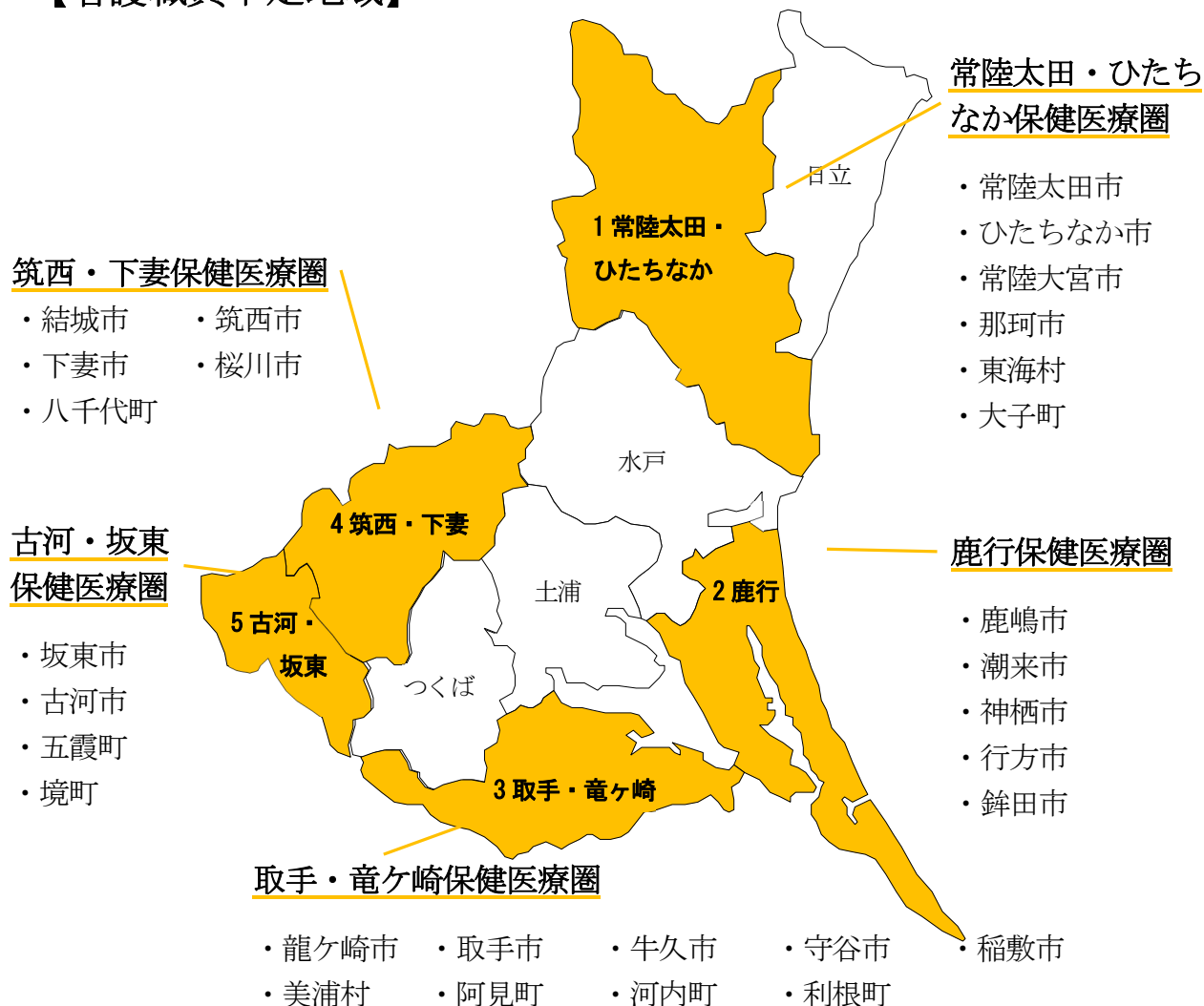
## 2 対象者

看護職員の養成施設の在学者で、将来茨城県内の看護職員不足地域にある医療機関等で看護職員として就業しようとする方

## 3 貸与条件

卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、看護職員不足地域の医療機関等で、看護職員として引き続き5年間（退職などで1ヶ月以上就業しない期間がないこと）就業すること

### 【看護職員不足地域】



## 【医療機関等】

施設名称	規定
(1) 病院	医療法第1条の5第1項
(2) 診療所 ※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は診療所として扱う	医療法第1条第2項
(3) 病児保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第13項
(4) 医療型障害児入所施設	児童福祉法第42条第2号
(5) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において看護師を置くこととされている事業所
(6) 母子健康包括支援センター ※助産師業務に従事する場合に限る	母子保健法第22条
(7) 介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
(8) 介護医療院	介護保険法第8条第29項
(9) 訪問看護事業所等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
(10) 介護予防訪問看護事業所等	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

## 4 貸与手続（全て養成施設を経由して行います）

### (1) 貸与申請（年1回：4月）

貸与希望者は、養成施設を通して①～③の書類を提出してください。

前年度から継続して貸与を受ける方も、毎年申し込みが必要です。

貸付は前年度から継続して借りる方が優先になりますので、**新規の希望者の全てが貸与を受けられるわけではありません。**

#### 【提出書類】

- ① 修学資金貸与申請書（様式第1号） ※本人が記入してください。
- ② 養成施設の長の推薦書 ※養成施設が取りまとめて提出してください。
- ③ 住民票 ※県外住所の方のみ。県内に住所がある方は必要ありません。

## (2) 貸与契約書の締結

貸与決定後、養成施設に「貸与決定通知書」と「貸与契約書」をお送りします。  
「貸与契約書」を作成し、養成施設を通して提出してください。

### 【提出書類】

- ① 貸与契約書（連帯保証人2名の署名と実印による押印が必要）
- ② 連帯保証人2名の印鑑証明書
- ③ 口座振替依頼書（継続の場合は原則不要）

※原則、本人名義の口座となります。

### 【連帯保証人の要件】

- ① 独立の生計を営むものであること（保証人同士が同一世帯の住民票でない）
- ② 2名のうち、1名は原則として茨城県内に住所があること

※ 県外に住んでいるなどの理由で、県内で適任者を探すことが困難な場合は、  
例外的に県外居住者2名を保証人として認めることもあります。

- ③ 保証人のうち1名は両親のいずれかとすることが望ましい

※ 返還が滞った場合、遅延利息が発生するほか、本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押え等が行われる場合がありますので、あらかじめご了承のうえ連帯保証人をお選びください。

## 5 貸与金額

次の額を、原則として年4回に分けて交付（契約時に申請した口座に送金）します。

区 分		月 額	年 額	交付額 (各回)
保健師・助産師 看護師養成施設	国公立等	32,000 円	384,000 円	96,000 円
	私 立	36,000 円	432,000 円	108,000 円
准看護師養成施設	国公立等	15,000 円	180,000 円	45,000 円
	私 立	21,000 円	252,000 円	63,000 円
修士課程		83,000 円	996,000 円	249,000 円

## 6 貸与期間

契約した年から卒業までの期間、貸与を受けることができます。

※毎年度、貸与手続きが必要です。

ただし、正規の修業年数に限ります。

\*休学などで貸与を受けない期間があった場合、復学した学年では、その期間を上  
限に貸与を受けることができます（進級後はまた1年間の貸与が可能です）。

例) 9ヶ月貸与を受けた後、休学。復学した場合、残りの3ヶ月貸与が可能

## 7 休学・復学、退学等（養成施設を通して速やかに書類を提出してください）

### （1）休学・復学时

#### 【提出書類】

- ・ 休学届（様式 19 号）  
※ 貸付を辞退する場合は、併せて辞退届（様式第 17 号）を提出ください。
- ・ 復学届（様式 21 号）  
※ 休学前に貸与を受けていた場合は復学した学年で貸与を受けることができません。ただし、貸与を受けていない期間があれば、その期間を上限に貸与を受けることができます。進級後はまた 1 年間貸与を受けることができます。

### （2）退学时

#### ※返還が発生します

#### 【提出書類】

- ・ 退学届（様式 18 号）
- ・ 返還事由発生届（様式 8 号） ※貸与額と利息を合わせた返還債務額を記載
- ・ 借用証書（様式 7 号）  
※ 養成施設の方は、退学日を連絡ください。その後、県で利息を確定し、返還債務額をお伝えします。

### （3）その他

事由	提出書類
貸付を辞退	辞退届（様式 17 号）
停学	停学届（様式 20 号）
転学	転学届（様式 22 号）
留年	書類提出は不要ですが、養成施設を通じて県に連絡ください。 ※ 留年した場合の貸付は、休学の場合と同様。

## 8 卒業

卒業と同時に返還債務が発生します。進路に応じて提出する書類が異なります。

### (1) 全員提出する書類 (養成施設を通して速やかに書類を提出してください)

- ・ 修学生卒業 (修了) 届 (様式 23 号)

### (2) 返還が猶予される場合 (本人が県あてに書類を提出してください)

次のどちらかに該当する場合は、返還猶予申請をすることで、債務の返還が一時猶予 (延長) されます。

ただし、猶予期間中でも (3) の返還事由に該当した時点で、返還になります。

#### ① 看護職員不足地域の医療機関等で看護職員として就業

##### 【提出書類】

- ・ 免許取得届 (様式第 25 号)
- ・ 免許証又は登録済証明書の写し
- ・ 修学資金返還債務履行猶予申請書 (様式第 9 号)
- ・ 看護職員業務開始届 (様式第 26 号)
- ・ 借用証書 (様式第 7 号)

※卒業後 1～4 年は毎年 4 月に業務従事状況届 (様式第 15 号) の提出が必要

※不足地域で 5 年間就業した場合、全額免除が可能になります。

#### ② 他種の看護職員養成施設に進学

##### 【提出書類】

- ・ 免許取得届 (様式第 25 号)
- ・ 免許証又は登録済証明書の写し
- ・ 修学資金返還債務履行猶予申請書 (様式第 9 号)
- ・ 在学証明書 (養成所発行)
- ・ 借用証書 (様式第 7 号)

### (3) 返還が必要な場合

#### 【卒業後の返還事由】

#### ① 就業後 5 年間が経過する前

- ・ 看護職員不足地域以外に就業した
- ・ 看護職以外に進学や就業をした
- ・ 卒業後 1 年以内に免許を取得できなかった
- ・ 返還債務の猶予の申請をしなかった
- ・ 退職後、就業せず 1 ヶ月以上経過した

等

※就業期間が貸与を受けた期間以上 5 年未満の場合は、債務額が一部免除になります。

② 5年間就業後

- ・ 免除申請を提出しなかった 等

**【提出書類】**

- ・ 修学資金返還事由発生届（様式第8号）
- ・ 借用証書（様式第7号）
- ・ 免許証の写し

**【返還回数】**（以下の4パターンから選択可能）

類型	概要	例：3年間貸与	例：2年間貸与
1 年賦返還	年1回払	3回払	2回払
2 半年賦返還	半年に1回払	6回払	4回払
3 月賦返還	月1回払	36回払以内	24回払以内
4 一時返還	一度に全額返還	1回払	1回払

※いずれも、貸与期間以上の回数を選択することはできません。

**※返還債務の額（目安）**

貸与金額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合わせた額が返還額になります（以下の表は目安であり、修学資金の交付日（送金日）により金額が変わります）。

（単位：円）

貸与区分			貸与総額	利息	返還額
保健師	2年課程 (全日制・通信制)	国公立等	768,000	73,326	841,326
		私 立	864,000	82,490	946,490
看護師	3年課程 2年課程(定時制)	国公立等	1,152,000	167,589	1,319,589
		私 立	1,296,000	188,535	1,484,535
看護師（大学、4年制）		国公立等	1,536,000	300,330	1,836,330
		私 立	1,728,000	337,869	2,065,869
助産師		国公立等	384,000	17,463	401,463
准看護師		国公立等	360,000	34,368	394,368
		私 立	504,000	48,116	552,116
修士課程			1,992,000	190,192	2,182,192

※入学から卒業まで毎年度貸与を受けていた場合

## 9 返還債務の全額免除(看護職員不足地域の医療機関等で5年間就業等)

卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、**看護職員不足地域の医療機関等**で、看護職員として引き続き**5年間**(退職などで1ヶ月以上就業しない期間がないこと)就業すれば、**返還債務が免除**となります。

看護職員不足地域の範囲などの免除の要件は、卒業時ではなく、新規貸与時のものが適用されます。

**【提出書類】**(以下の書類を提出しなければ免除となりません)

- ・ 修学資金返還債務免除申請書(様式第13号)
- ・ 看護職員業務従事証明書(様式第10号)
- ※ 就業場所を変更した場合は、就業した全施設からの証明が必要

※ **就業期間が貸与を受けた期間以上5年未満の場合**で、返還が生じた際は、履行期限の到来していない**債務の一部が免除**されます。

\*貸与期間より就業期間が短い場合には、全額返還となります。

\*貸与期間が2年未満の場合、2年以上の就業が必要です。

**【免除額】**

返還債務額(又は返還未済額) × 就業期間 ÷ 貸与期間※ × 2/5

\*貸与期間が2年未満のときは、2年として計算します。

## 10 その他

### ○ 進学し、2つ以上の看護師等養成施設で貸与を受ける場合

- ・ 進学先の養成施設で再度貸与申請が必要です。
- ・ 仮に返還となった場合、2つ分の債務を一度に返還することになるため、以下の事例を参考として、よく検討されたうえで申請するようにしてください。  
(卒業時の手続きは別途必要です)

【参考：返還時の負担額（例）】（7(2)の金額を例として記載）

- ・ 債務1：准看護師養成施設での貸与額：552,116円
- ・ 債務2：看護師養成施設（2年課程）での貸与額：946,490円

年数	1	2	3	4	5	返還額	返還月額
准看護師		准看護師養成施設	履行猶予 (進学)		返還	552,116円	23,000円
看護師		進学	看護師養成施設		返還	946,490円	39,400円

} 62,400円

※卒業後すぐに返還したと仮定して計算

※返還月額：債務1、2ともに最大24回払いとした場合の額

## 【貸付から返還までのスケジュール】

時期	手続き	対象者	該当ページ	
在学中	4月	貸与申請（毎年申請が必要です） ※募集は年1回のみです。忘れずに申請ください	本人→養成施設 →県	P 2
	5月	貸与決定	県→養成施設→ 本人	P 3
	6～7月	貸与契約書の締結 ※契約完了まで支払いができません。書類は速やかに提出ください。	本人→養成施設 →県	P 3
	8月	8月31日支払い（4～6月分） ※休日の場合は前日に支払（9、12、3月も同様）	県→本人	
	9月	9月30日支払い（7～9月分）	県→本人	
	12月	12月28日支払い（10～12月分）	県→本人	
	3月	3月15日支払い（1～3月分）	県→本人	
就業後	卒業する年	卒業（修了）届を提出	本人→養成施設 →県	P 5
	提出後	修学資金返還債務額確定通知書を送付	県→本人	
	通知受領後	猶予の場合→返還猶予申請書等を提出 返還の場合→返還事由発生届等を提出	本人→県	P 5、 6
	卒業後 1～4年目 4月	業務従事状況届を提出 ※以降4年目まで同様	本人→県	P 5
	5年目 4月	返還免除申請書等の書類を提出 →返還免除	本人→県	P 9
随時	次の場合には書類を提出する ・他種の看護職員養成施設に進学 ・就業場所、住所などを変更	本人→県		

## 【お問い合わせ先】

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ（看護師等修学資金担当）

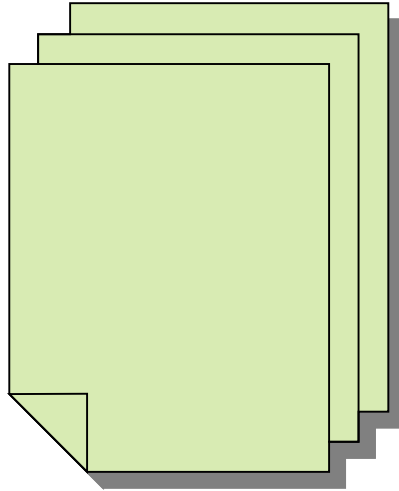
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-3151（直通）

FAX：029-301-3194

※ 在学中の問い合わせは全て養成所を通じて行うようお願いします。

# 記入例



申請書類は下の URL からダウンロードしてお使いください

**【医療人材課ホームページ】**

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ikusei/isei/div/nurse/educate/loan/shorui.html>

## 【記入例で想定したケース】

本人：茨城 花子

住 所 〒310-0000

水戸市笠原町〇-〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

養成施設 〇〇看護専門学校 ← 前回貸与時の施設：××准看護学院

学 科 看護学科

貸与番号 123456789 ← 前回貸与時の番号：987654321

貸与期間 令和2年4月から令和5年3月（3年間） ※当初契約期間

返還債務額 742,268 円（受領金額 648,000 円、利息 94,268 円）

① 1年目貸与額：216,000 千円

② 2年目貸与額：432,000 千円

※ 返済債務額は退学日が決定してから県で利息を計算してお伝えします。  
退学日を事前にご連絡ください。

休 学 令和2年10月1日から令和3年3月31日（半年間）

復 学 令和3年4月1日

退 学 令和4年3月31日

保証人1：茨城 花美（母） ※本人と同居

住 所 〒310-0000

水戸市笠原町〇-〇

電話番号 〇〇〇-×〇〇〇-〇〇〇〇

保証人2（変更前）：水戸 太郎（叔父）

住 所 〒310-000×

水戸市笠原町〇-×

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-×〇〇〇

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

〒310-0000  
 住 所 水戸市笠原町○-○  
 ふりがな いばらき はなこ  
 氏 名 茨城 花子

修学資金貸与申請書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

養成施設又は修士課程の区分	ア 保健師養成施設 ウ 看護師養成施設 オ 修士課程 ※在学している施設を囲んでください(例では看護師養成施設です)。	イ 助産師養成施設 エ 准看護師養成施設
養成施設又は大学院の名称	〇〇看護専門学校	学科・専攻科名 看護学科
参 考 事 項	過去に茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の貸与を受けたことが ※前回別の養成施設で貸与を受けていなければ以下は記入不要	<input type="checkbox"/> 1 ある <input type="checkbox"/> 2 ない
	前貸与決定番号	987654321
	貸与を受けた期間	令和○年4月から令和○年3月まで
	貸与時の養成施設名	××准看護学院

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

修 学 生 住 所 〒310-0000

水戸市笠原町○-○

(電話0000-0000-0000)

氏 名 茨城 花子

修 学 生 休 学 届

下記のとおり休学しますので届け出ます。

記

休 学 期 間	令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
受 領 金 額	金 216,000 円
貸与を受けた期間	令和2年4月から令和2年9月まで
理 由	※適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

養成施設又は大学の長 ○○養成所 ○○ ○○

施設の  
印  
公印

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

修 学 生 住 所 〒310-○○○○

水戸市笠原町○-○

(電話○○○-○○○○-○○○○)

氏 名 茨城 花子

修 学 生 復 学 届

下記のとおり復学しましたので届け出ます。

記

復 学	令和 3 年 4 月 1 日
受 領 金 額	金 216,000 円
貸与を受けた期間	令和 2 年 4 月から令和 2 年 9 月まで
理 由	※適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

養成施設又は大学の長 ○○養成所 ○○ ○○

施設の  
印  
公印

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

修 学 生 住 所 〒310-0000

水戸市笠原町○-○

(電話0000-0000-0000)

氏 名 茨城 花子

修 学 生 退 学 届

下記のとおり退学しましたので届け出ます。

記

退 学	令和4年3月31日
受 領 金 額	金 648,000 円
貸与を受けた期間	令和2年4月から令和4年3月まで
理 由	※適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

養成施設又は大学の長 ○○養成所 ○○ ○○

施設の  
印  
公印

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 ○○看護専門学校

又は大学院の名称

修学生 (相続人・保証人)

〒 310-0000

住所 水戸市笠原町○-○

(電話○○○-○○○○-○○○○)

ふりがないばらき はなこ

氏名 茨城 花子

【金額の算定】

金額は退学日が決まってから利息額を加算してお伝えします。  
修学生には、退学届と同時に記載いただいた方がよいと思いますので、事前にお知らせください。

修学資金返還事由発生届

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金について、下記のとおり返還事由が発生しましたので、届け出ます。

記

【計算方法】

- ①  $742,268 \div 18 \text{回} = 41,237 \rightarrow 41,200$  (2回目以降)  
※100円未満切り捨て
- ②  $41,200 \times 17 \text{回} = 700,400$   
※17回：返還回数 - 1
- ③  $742,268 - 700,400 = 41,868$  (1回目)

貸与を受けた期間	令和2年4月から令和4年3月まで
返還債務額	金742,268円
返還免除額	金 円 ※記載不要
返還済額	金 円 ※記載不要
返還未済額	金742,268円 ※返還債務額と同額
該当していた履行猶予事由	茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条第1号 (貸与契約解除後、引き続き養成施設等に在学)
返還事由	退学のため
返還方法	1 年賦返還 (毎年 月) 2 半年賦返還 (毎年 月及び 月) 3 月賦返還 (18回払) ※貸付期間である18ヶ月が上限 (1回目41,868円 2回目以降41,200円) 4 一時返還 ( 月)

備考 月賦返還の方法により返還する場合において、1回当たりの返還額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を1回目の返還額に計上すること。

収入印紙を貼り付ける  
※郵便局などで購入

収入印紙  
400円分  
貼付

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

〒 310-0000

修学生 住所 水戸市笠原町○-○

(電話 000-0000-0000)

ふりがないばらき はなこ

氏名 茨城 花子 印

本人  
の印

契約書の連帯保証人が記入し、契  
約書と同じ印鑑で押印

※連帯保証人を変更する場合は申  
請と一緒に次の書類を提出

「保証人変更届」

「印鑑証明書」

〒 310-0000

連帯保証人 住所 水戸市笠原町○-○

(電話 000-0000-0000)

ふりがないばらき はなみ

氏名 茨城 花美 印

保証人

〒 310-0000×

連帯保証人 住所 水戸市笠原町○-×

(電話 000-0000-0000)

ふりがなみと たろう

氏名 水戸 太郎 印

保証人

修学資金借用証書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金を借用いたしました。

記

受領金額	金648,000円
利息	金 94,268円
返還債務額	金742,268円
貸与を受けた期間	令和2年4月から令和4年3月まで

令和 ○年 ○月 ○日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

〒 310-0000

修 学 生 住 所 水戸市笠原町○-○

(電話 ○○○-○○○○-○○○○)

氏 名 茨城 花子

修 学 生 卒 業 (修 了) 届

下記のとおり卒業(修了)しましたので届け出ます。

記

卒 業 (修 了)	令和 ○年 ○月 ○日
受 領 金 額	金 648,000 円
貸与を受けた期間	令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月まで
養成施設又は修士課程の区分	ア 保健師養成施設 イ 助産師養成施設 ウ 看護師養成施設 エ 准看護師養成施設 オ 修士課程

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

養成施設又は大学の長 ○○養成所 ○○ ○○

施設の  
印  
公印